

濃度基準値の設定の優先順位

年度	報告書 ^{※1} の設定数	物質数	選定基準 ^{※2}
令和4年度	150	約120	<p>リスク評価対象物質（特別則への物質追加を念頭に、国が行ってきた化学物質のリスク評価の対象物質をいう。以下同じ。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 測定・分析方法があるもの…約100 ○ 測定・分析方法がないもの…約20
令和5年度	200	約170	<p>リスク評価対象物質以外の物質であって、吸入に関するACGIH TLV^{※3}-TWA^{※4}があり、かつ、測定・分析方法があるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ DFG MAK^{※5}や日本産業衛生学会の許容濃度が定められており、ACGIH TLV-TWAと値が一致するもの…約280のうち約60 ○ DFG MAK等のばく露限度が定められているが、ACGIH TLV-TWAと値は一致しないもの…約280のうち約110
令和6年度	200	約180	<p>リスク評価対象物質以外の物質であって、吸入に関する職業ばく露限度があり、かつ、測定・分析方法があるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ACGIH TLV-TWAのみ定められているもの…約280のうち約110 ○ ACGIH TLV-TWAはないが、ACGIH TLV-STEL^{※6}又はTLV-C^{※7}があるもの…約20 ○ ACGIH (TWA・STEL・C) はないが、DFG MAK等があるもの…約55
令和7年度以降	各年度 200	約390	<p>リスク評価対象物質以外の物質であって、吸入に関する職業ばく露限度があり、かつ、測定・分析方法がないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ACGIH TLV-TWAがあるもの…約255 ○ ACGIH TLV-TWAはないが、ACGIH STEL又はCがあるもの…約25 ○ ACGIH (TWA・STEL・C) はないが、DFG MAK等があるもの…約110

※1 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書（R3.7.19）

※3 米国政府労働衛生専門家会議が勧告しているばく露限度値

※5 ドイツ研究振興協会が勧告する最大職業濃度値

※7 天井値（いかなるときも超えてはならないばく露限度値）

※2 いずれの選定基準も管理濃度の定めがない物質に限る。

※4 8時間時間加重平均濃度に関するばく露限度値

※6 短時間ばく露濃度に関するばく露限度値